

福井市マンション管理計画認定制度に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第三章の規定に基づく管理計画の認定等の事務を適切かつ円滑に処理するために、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令(平成13年政令第238号。以下「令」という。)、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理者等 法第2条第4号に規定する者をいう。
- 二 マンション管理適正化指針 法第3条第2項第3号に規定する指針をいう。
- 三 管理計画 法第5条の3に規定するマンションの管理に関する計画をいう。
- 四 認定管理者等 法第5条の5に規定する者をいう。
- 五 認定管理計画 法第5条の8に規定する管理計画をいう。
- 六 管理計画認定マンション 法第5条の8に規定するマンションをいう。
- 七 センター 公益財団法人マンション管理センターをいう。
- 八 適合審査 法第5条の4各号(第4号にあっては、本条第2号に規定するマンション管理適正化指針に掲げる事項に限る。)に掲げる基準に適合している旨を証するために、センターが行う審査をいう。

(事前確認適合証の交付)

第3条 法第5条の3第1項の規定(法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。)により認定の申請(以下「認定申請」という。)をしようとする者は、当該申請を行う前に、あらかじめ適合審査を受け、センターが発行する事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(認定の申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、認定申請書(規則別記様式第一号)および規則第1条の2第1項に規定する書類(前条に規定するセンターの適合審査を終了したものと同一のもの。)を添えて市長に提出するものとする。

2 規則第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次の各号に定めるものとする。

一 前条に規定する事前確認適合証の写し

(認定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の4に規定する認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとし、認定通知書(規則別記様式第一号の二)に前条の申請書及びその添付書類を添えて、当該認定申請をした者に通知するものとする。

(管理の取りやめ)

第6条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(様式第1号)に、認定通知書(規則別記第一号の二による通知書及び規則別記様式第一号の四のことをいう。)並びに、認定申請を行った際の申請書及びその添付書類を添えて市長に提出するものとする。なお、法第5条の7第1項に規定する認定を受けた管理計画の変更の認定を受けた場合は、変更認定通知書(規則別記様式第一号の六による通知書のことをいう。)並びに変更認定申請を行った際の申請書及びその添付書類も併せて提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第7条 市長は、認定申請又は変更認定申請に係る管理計画が、認定基準に適合しない場合は、同管理計画を認定しない旨の通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第8条 法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、様式第3号により行う。

2 認定管理者等が、前項の規定に基づき報告する場合は、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(様式第4号)により行う。

(改善命令)

第9条 法第5条の9の規定による改善命令は、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(様式第5号)により行う。

(認定の取消し)

第10条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定管理計画の認定取消通知書(様式第6号)により行う。

(認定管理計画の公表)

第 1 1 条 認定申請をしようとする者が当該申請を行う際に、認定を受けた際の公表に同意した場合は、市長はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地及び本市が付与する認定コード等を公表することができる。

(申請等の手段)

第 1 2 条 この要綱に定める申請及び報告の手段については、電磁的記録又は書面により行うものとし、書面による場合、提出部数は 1 部とする。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、認定にあたり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。